

定 款

2021年6月25日改正

東 洋 埠 頭 株 式 会 社

東洋埠頭株式会社定款

改 正

昭和21. 4. 27	昭和33. 11. 28	昭和52. 6. 29	2021. 6. 25
昭和21. 4. 28	昭和34. 5. 29	昭和57. 6. 29	
昭和21. 8. 31	昭和37. 5. 29	平成 3. 6. 27	
昭和22. 5. 1	昭和38. 11. 29	平成 6. 6. 29	
昭和23. 6. 11	昭和39. 11. 27	平成10. 6. 26	
昭和23. 12. 6	昭和41. 5. 30	平成12. 6. 29	
昭和24. 6. 1	昭和42. 5. 29	平成13. 6. 28	
昭和25. 8. 30	昭和44. 11. 28	平成14. 6. 27	
昭和26. 12. 19	昭和46. 11. 29	平成15. 6. 27	
昭和28. 5. 29	昭和47. 5. 31	平成16. 6. 29	
昭和28. 11. 28	昭和47. 11. 29	平成18. 6. 29	
昭和31. 5. 30	昭和49. 11. 29	平成21. 6. 25	
昭和31. 11. 29	昭和50. 5. 30	平成29. 10. 1	

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、東洋埠頭株式会社と称し、英文では、
TOYO WHARF& WAREHOUSE CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 埠頭業
2. 倉庫業
3. 一般貨物荷役業
4. 液化石油ガス等特殊貨物荷役業
5. 陸上運送業
6. 陸上・海上・航空運送の取扱業及び代理業
7. 陸海空複合運送業並びにその取扱業及び代理業
8. 通関業
9. 倉庫、土地、建物その他施設の賃貸業
10. 農産物、食料品の販売業並びに輸出入業

11. 化学工業薬品の製造業
12. 損害保険代理業
13. 軽油販売業
14. 特定労働者派遣事業
15. 前各号に附帯関連する業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人（公告方法）

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、2,583万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 総 則

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要があるときに、それぞれ取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。

②取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が前項の株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第 15 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。

(決議方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

②会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、この場合には、その株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(定 員)

第19条 当会社に、監査等委員でない取締役10名以内を置く。

②当会社に、監査等委員である取締役4名以内を置く。

(選 任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

③前項の決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④会社法第329条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、監査等委員でない取締役の中から代表取締役として取締役社長 1 名を選定する。必要があるときは、監査等委員でない取締役の中からほかに代表取締役若干名を選定することができる。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会は、監査等委員でない取締役の中から取締役会長 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(常勤の監査等委員である取締役)

第 24 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会は、取締役会長がこれを招集する。取締役会長在任者がいないときまたは取締役会長に事故あるときは取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

②取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の招集)

第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に
対し会日より5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の議長)

第27条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当る。取締役会長
在任者がいないときまたは取締役会長に事故あるときは取締
役社長が、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締
役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれ
に当る。

(取締役会の書面決議)

第28条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項につ
いて提案をした場合において、取締役全員が書面または電
磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を
可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことが
できる。

(相談役、顧問)

第29条 当社に、取締役会の決議をもって相談役または顧問を置
くことができる。

(取締役への委任)

第30条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役
会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる
事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 31 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(監査等委員会規則)

第 32 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(報酬等)

第 33 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第 34 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第 36 条 剰余金の配当は、株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者にこれを支払う。

(中間配当)

第 37 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満 3 年を経過しても受領がないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附則

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第110回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。

本書は原本と相違ありません

年 月 日